

とよなか保育士助成金要綱 新旧対照表

(現 行)	(改 正 後)
<p style="text-align: center;">とよなか保育士助成金要綱 令和元年6月1日</p> <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 応援手当の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の<u>支給決定</u>を受けたことがある者は除く。</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>2 歓迎一時金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の<u>支給決定</u>を受けたことがある者は除く。</p> <p>2 (1)～(3)、3 (略)</p> <p>(支給額等)</p> <p>第4条 助成金の支給額は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 応援手当 月額2万円(支払期間は、<u>支給を開始した年から最大3年間</u>とする。)</p>	<p style="text-align: center;">とよなか保育士助成金要綱 令和元年6月1日</p> <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 応援手当の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の<u>交付確定</u>を受けたことがある者は除く。</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>2 歓迎一時金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の<u>交付確定</u>を受けたことがある者は除く。</p> <p>2 (1)～(3)、3 (略)</p> <p>(支給額等)</p> <p>第4条 助成金の支給額は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 応援手当 月額2万円(支払期間は、<u>最大36ヵ月</u>とする。)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(2) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の<u>審査を行い</u>、内容が適正であるかどうかを審査し、助成金の交付又は不交付を決定したときは、<u>とよなか保育士助成金交付決定通知書(様式第3-1号)</u>又は<u>不交付決定通知書(様式第3-2号)</u>を申込者に送付するものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条</p> <p>第1項 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による勤務証明書(様式第4号)の提出を受け、その内容について適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、支給決定者に対しとよなか保育士助成金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の内容が適正であるかどうかを審査し、助成金の交付又は不交付を決定したときは、<u>とよなか保育士助成金審査結果通知書(様式第3号)</u>を申込者に送付するものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条</p> <p>第1項 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による勤務証明書(様式第4号)の提出を受け、その内容について適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、支給決定者に対しとよなか保育士助成金交付確定通知書(様式第5-1号)又は<u>とよなか保育士助成金不交付確定通知書(様式第5-2)</u>により通知するものとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第3項、第4項 (略)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第8条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに市長に<u>文書</u>で届け出るものとする。<u>また、第1号又は第2号に該当する場合は、理由を付すものとする。</u></p> <p><u>(1) 豊中市外に転出する場合</u></p> <p><u>(2) 豊中市内の民間保育所等を退職する場合、又は週30時間以上勤務する保育士でなくなる場合</u></p> <p><u>(3) 支給決定者の住所又は氏名に変更が生じた場合</u></p>	<p>第3項、第4項 (略)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第8条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに市長に<u>とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)</u>で届け出るものとする。</p> <p><u>(1) 豊中市内で転居する場合</u></p> <p><u>(2) 豊中市外に転出する場合</u></p> <p><u>(3) 氏名に変更が生じる場合</u></p> <p><u>(4) 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の市内保育所等に異動する場合</u></p> <p><u>(5) 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の第3条第1項第2条又は第3条第2項第2号の規定を満たさない市内保育施設に異動する場合</u></p> <p><u>(6) 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の市外保育所等に異動する場合</u></p> <p><u>(7) 産前産後休暇、育児休業、退職する場合</u></p> <p><u>(8) 産前産後休暇、育児休業、退職から復職する場合</u></p> <p><u>(9) 週30時間以上勤務する保育士でなくなる場合</u></p> <p><u>(10) 豊中市内の保育所等を退職する場合</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 前項<u>第1号</u>及び第<u>2号</u>の規定に該当し、前項に規定する届出があった場合は、市長は第4条に規定する支給額を減額するものとする。また、前条の規定に基づき支給決定者が請求書等を提出した場合は、勤務証明書（様式第4号）に明記された勤務期間に応じて、支給額を減額するものとする。</p> <p>(支給決定の取り消し)</p> <p>第<u>9</u>条 支給決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <p>(返還)</p> <p>第<u>10</u>条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることが</p>	<p><u>(11) その他支給要件を満たさなくなる場合</u></p> <p>2 前項<u>第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号</u>及び第<u>11号</u>の規定に該当し、前項に規定する届出があった場合は、市長は第4条に規定する支給額を減額するものとする。また、前条の規定に基づき支給決定者が請求書等を提出した場合は、勤務証明書（様式第4号）に明記された勤務期間に応じて、支給額を減額するものとする。</p> <p><u>(支給停止・再開)</u></p> <p><u>第9条 前条第1項第7号の規定に該当し、前条第1項に規定する届出があった場合は、市長は助成金の支給を停止することができる。また、前条第1項第8号の規定に該当し、前条第1項に規定する届出があった場合は、市長は助成金の支給を再開することができる。</u></p> <p>(支給決定の取り消し)</p> <p>第<u>10</u>条 支給決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <p>(返還)</p> <p>第<u>11</u>条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて<u>とよなか保育士助成金返</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>できる。</p> <p>(その他)</p> <p>第1<u>1</u>条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。</p> <p>2 この要綱は、令和2年1月1日から実施する。</p> <p>3 この要綱は、令和2年12月3日から実施する。</p> <p>4 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。</p>	<p><u>還命令書(様式第8号)をもって</u>その返還を命じることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第1<u>2</u>条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。</p> <p>2 この要綱は、令和2年1月1日から実施する。</p> <p>3 この要綱は、令和2年12月3日から実施する。</p> <p>4 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。</p> <p><u>5. この要綱は、令和4年12月1日から実施する。</u></p>